

「山形県観光情報センター」の指定管理者の指定

1 施設名称 山形県観光情報センター

2 募集期間 令和5年10月27日から同年12月7日まで

3 申請者数 1者

4 指定管理者として指定した団体

公益社団法人山形県観光物産協会 山形市城南町一丁目1番1号

5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会（外部有識者3名（弁護士、公認会計士、学識者）を含む計5名で構成）の審査を経たうえで、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

(1) 審査の手順

- ・申請者に必要な資格（欠格要件に適合しないことを含む）への適合の確認
- ・申請者による事業計画内容等に係るプレゼンテーション
- ・申請者に対する質疑、応答
- ・各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・集計結果を参考としながら総合的に審査し、候補者を選定

(2) 評価の方法

募集要項に示す選定基準に基づき、施設の平等利用の確保、施設の目的の効果的かつ効率的な達成、施設管理を適正かつ確実に実施する能力などについて、事業計画書等の記載内容やプレゼンテーション及び質疑応答の内容を踏まえ、評価を行った。

6 選定基準

審査項目	審査のポイント	配点等
1 基本事項		
施設の設置目的と管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ・申請者の経営モラルは適切か。 	満たしていなければ「失格」
収支計画の適確性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が提示した指定管理料は、県が示した上限額以内となっているか。 ・収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・収支計画は実現可能なものか。 ・業務遂行のための適切な積算となっているか。 ・現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。 	
施設の維持管理の適確性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ・県が求める維持管理の基準に合致しているか。 	
労働法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法令は遵守しているか。 ・最低賃金は遵守しているか。 	
2 施設の平等利用の確保		
平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者、外国人等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさに配慮しているか。 ・事業内容に偏りがいないか。 	5
3 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること		
管理経費における経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。 	10
サービス向上を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・インフォメーションフロアの運用方針や企画事業の内容は、募集要項（仕様書）で示した内容への提案として適切か。 ・施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。 ・自主事業の企画内容は、サービスの向上を一層図るものか。 	30
施設の維持管理の内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の内容（実施回数、箇所等）は、適切な計画となっているか。 ・施設の安全管理、利用者の安全管理への取組み（防犯・防災・事故防止・感染症防止等の対策）は十分か。 	7
利用者の増加を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用拡大の取組内容は十分か。 ・広報計画の内容は適切か。 ・具体的かつ適切な達成目標（利用者数等）を設定しているか。 	6
管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等。 ・県、地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。 	5

4 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること		
安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制（人数、配置体制）は十分か。 ・責任の所在は明確か。 ・有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・職員の採用、確保方策は適切か。 ・職員の育成、研修体制は十分か。 ・外部委託の実施計画は妥当か。 ・共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ・過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。 	9
財務状況及び経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。 	9
5 その他		
利用者要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ・トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。 	5
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策、緊急時及び事故発生時の対策（未然防止対策を含む。）の対策は妥当か。 	4
情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組は妥当か。 	4
地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。 	3
県の施策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・県が進める各種施策に対し、協力しているか。 	3
計		100

7 選 定 理 由

観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会における審査結果は次のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「公益社団法人山形県観光物産協会」を指定管理者の候補者として選定した。

審査項目の区分 ごとの評点※	公益社団法人山形県観光物産協会
1	適格
2	4.0 / 5.0
3	43.0 / 58.0
4	13.0 / 18.0
5	15.0 / 19.0
合計	75.0 / 100.0

- 区分2については、高齢者や障がい者にも利用しやすいような設備面の工夫に加え職員に対しバリアフリーに関する研修等を受講させるとともに、外国人の来館者に円滑に対応できるよう、英語堪能者を配置するとともにデジタル技術等を活用しその他の言語についても幅広く対応できる体制を確保することから、評点が高かった。
- 区分3については、これまで長年に亘りセンターを安定的に運営してきた実績や、今後の来館者拡大に関する目標設定と、目標達成に向けた賑わいづくりの計画等が評価された。
- 区分4については、観光や物産に精通する専任職員の配置、外国語堪能者の採用、バリアフリーや接遇などに関する職員育成を図る等とした点の評点が高かった。
- 区分5については、地元企業・関係団体の協力を得て、観光案内だけではなく様々な県産品の展示・販売や魅力をPRするイベントの開催等の提案内容が評価された。
- 以上、総合評価による審査の結果、公益社団法人山形県観光物産協会を候補者とすることが適当であると認められた。

※ 評点数は各委員の平均値（小数第2位四捨五入）

8 指 定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

9 指 定

令和6年2月県議会の議決を経て、令和6年2月27日に指定管理者として指定した。

以上